

令和3年6月24日開会

第728回むつ市教育委員会

参 考 資 料

議案第1号	1頁
議案第3号	13頁
報告第1号	17頁
報告第2号	29頁
報告第3号	33頁

議案第一号 参考資料

(令和3年度)

むつ市教育大綱事業実施計画

むつ市教育委員会

I 計画の位置づけ

国は、平成 27 年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正し、市が教育に関する総合的な施策の大綱を定めることを義務づけました。

そこで、市では平成 27 年 5 月、市長と教育委員の協議の場である「むつ市総合教育会議」を設置して、むつ市の教育行政を根本から見つめなおし、長期的な視点に立って、施策を実施するための徹底した現状分析と、それにより得られた客観的なデータに基づき子供たちの可能性を開花させるための実効性ある教育施策を積極的に推進することとし、平成 28 年 11 月に「むつ市教育大綱」を策定しました。

大綱では、【1 学力の向上】、【2 体育・健康教育の充実】、【3 夢を育む教育】、【4 地域とともにある学校】を基軸に据えて、むつ市の子供たちの未来のために各種教育施策を実施していくこととしています。

この「むつ市教育大綱事業実施計画」は、「むつ市教育大綱」に示した理念を実現するために、大綱の趣旨に沿って教育委員会で実施する事業の具体的な実施計画となります。

また、子供たちを育む家庭、学校、地域社会に期待される役割を明らかにし、事業を計画・実施するための基本的な指針としていきます。

計画には、各所属において毎年度の予算に基づき実施する事業を明記し、当該年度において着実に実施するとともに、実施した事業について毎年度検証及び評価を行い、子供たちにとってよりよい施策となるよう努めるものとします。

II 期待される役割（家庭・学校・地域社会）

1 家庭

子供の教育は、家庭から始まります。子供は、親をまねて、あるいは、親の叱る言葉やほめ言葉によって、生命を尊ぶ心を家族から学び、人として、してはならないことなどの最低限の規範など基本的な生活習慣を身に付けていきます。

基本的な生活習慣が健康につながることや、努力や我慢をして物事を成し遂げることによる達成感の喜びがあることなどを学ぶことは、子供の成長にとって大変重要なことであると考えます。

さらに、子供は、親や大人への依存関係や信頼関係の中で安定した心の居場所を確保し、誕生から独り立ちするまで、親子の愛情による絆で結ばれた家族の中で少しずつ成長していきます。

このように、家庭では、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努め、「教育の芽が出る」ようにする必要があります。

2 学校

学校は、子供が互いに切磋琢磨しながら自立した人間として社会で活躍するために必要な知識や技能を学び、また、協調や競い合いの中で、人間関係の基礎を身に付け、社会性を培うところであると考えます。

幼稚園・保育園などでは、遊びの中で基本的な生活習慣に関わることを学び、小学校に入学すると、同年齢の子供と勉強をするようになります。

中学校・高等学校と成長するにつれて、学ぶ内容も自分で選択するようになり、次第に高度で専門的になっていきます。

さらに、仲間との関わりを通して様々な刺激を受け、**集団の中で成長し、友情を深め合うなど**、豊かな人間関係の基礎を培う場でもあります。

一方、学校は、いじめ、不登校を始め、多くの課題を抱えています。家庭・地域社会が担うべき教育は本来の担い手に委ね、その上で、学校は家庭・地域社会の協力を得ながら、直面する課題に向かいつつ、子供に確かな学力、道徳心及び体力を身に付けさせ、知・徳・体の調和がとれ、自ら学び、自ら考える力などの「生きる力」を育成するという、学校本来の役割を果たしていく必要があります。

学校本来の役割として、子供たちの夢を育み、その夢を実現するための確かな学力を保障し「教育の花が咲く」ようにしなければなりません。

3 地域社会

子供たちは、自分の家庭以外の家庭や生活を見ることにより、広い世界があることに気がきます。また、地域社会の大人から、親とは違ったことで叱られたり、ほめられたりすることにより、社会の一員として道徳心を養い、法令や秩序の遵守、価値観の育成、自己実現の方法などの基本的な社会性を身に付けていきます。さらに、遊びや運動を通して、異年齢の中で協力することや、意見が違ふときの調整の仕方等を体験的に学んでいきます。

このように、地域社会における体験は、自然に、豊かな人間関係や社会における習慣やルールを身に付けさせることにつながっていきます。

また、学校や家庭を取り巻く地域は、学校と連携し、その地域全体で子供たちを見守り、安心安全な環境づくりに努めるとともに、地域に根ざした文化や伝統を次の世代に伝えていくことで「教育の実を結ぶ」役割も担っています。

Ⅲ むつ市教育大綱との関連性

本計画は、むつ市教育大綱に示された4項目の基軸に沿って、各所属において予算化された具体的な事業について明記し、P D C A (P l a n (計 画) → D o (実 行) → C h e c k (評 価) → A c t (改 善)) サイクルを着実に実行していくものとします。

○ むつ市教育大綱の概要

1 学力の向上

① 明確な目標設定

「むつ市教育プラン」に具体的な数値目標を定め、P D C Aを着実に実践します。

② 主体的な学習の推進

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け多様な学習活動に取り組みます。

③ 教育環境の整備

校舎の長寿命化を図り、施設の維持・整備を進め、全ての子供たちにとって快適な学習環境の整備に努めます。

④ 教職員の資質向上

新たな課題にも適切に対応できる力量を持った教職員が、チームとして子供たちの成長や発達を支援できるよう、学校内外での研修体制の整備・充実に努めます。

⑤ 幼保小連携

幼児教育、義務教育の相互理解を深め、充実した連携を図っていきます。

2 体育・健康教育の充実

① 健康な体を育む学校づくり

健康についての正しい知識を身に付けさせ、自ら健康な生活を実践する能力や態度を育てます。

② 安全・防災教育の推進

起こりうる危険を予測し、子供たちが自ら安全に関する情報をもとに正しく判断して、いかなる状況においても、安全に行動できるような資質・能力を育てます。

③ スポーツ環境整備

子供たちがスポーツに親しむことのできる環境を充実させるとともに、スポーツを通じて子供たちの夢を育てていきます。

3 夢を育む教育

① 学力の保障を通じた生きる力の育成

子供一人一人の良さや可能性を引き出す教育の充実に努め、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力、学んだことを自分の人生や社会に生かそうとする豊かな人間性を育てていきます。

② キャリア教育の充実

自分の生き方について自覚を深め、急速な社会の変化に適切に対応するため、キャリア教育のさらなる充実に努めます。

③ 特別支援教育の充実

個々の状態に応じたきめ細かい指導・支援を更に充実させるとともに、進路に関する必要な情報を提供するなど教育相談体制の充実に努めていきます。

④ 豊かな心の育成

他者への思いやりなど豊かな心の育成に努めるとともに、子供たちがいじめについて自ら考える機会を提供し、学校でのいじめ防止に向けて不断の取組を続けます。

4 地域とともにある学校

① 家庭・地域との連携強化

家庭や地域からの声を学校経営に反映させるよう努め、「開かれた学校づくり」「地域とともにある学校」を目指していきます。

② 多様な学習機会の提供

変化する市民の皆様のニーズを的確に捉えた上で実施事業を整理し、市民が生涯を通じて学んでいくために、真に必要とされる学習機会の提供に努めていきます。

③ 廃校校舎の利活用

「むつ市公共施設等総合管理計画」の趣旨に留意しながら、その利活用と解体を計画的に進めていきます。

④ ふるさとむつ市への愛着と誇りを育む教育

文化財、伝統芸能などの地域資源について学び、知識を得ることができるよう学習機会の提供を推進します。

IV 各所属における重点項目

教育委員会では、むつ市教育大綱の趣旨に沿って、各所属においてそれぞれ重点項目を定め、各種施策を実施していきます。

1 総務課

子供が豊かな心を持ち、自ら学び、自ら考える力など「生きる力」を育成するための教育環境の整備を推進する。また、活力ある学校教育を推進するため、教職員の適切な配置を図るとともに、その他教育環境の整備と保健衛生及び学校給食の充実を図る。

- (1) 安全・安心で夢を育む教育環境の整備
- (2) 教職員の適正・適切な配置
- (3) 通学区域制度の適切な運用及び再編
- (4) 学校規模の適正化に係る研究・検討
- (5) 就学困難な児童生徒等に係る就学援助
- (6) コミュニティ・スクール制度の推進
- (7) 奨学金制度の充実
- (8) 学校保健の充実
- (9) 学校給食の充実

2 生涯学習課

市民の皆様が生涯にわたって、自己の能力と可能性を最大限に高め、多くの人々と協働し、生きがいのある充実した生活を送り、豊かで住みよい地域社会をつくり出すことができるように「いつでも・どこでも・だれでも」学習できる環境の充実と、学びを活かした社会参加活動を支援していく。

また、地域に根ざした民俗芸能・伝統文化の継承活動を支援するとともに、自主的かつ主体的な芸術文化活動を推進する。併せて、文化財の保護・保存と活用に努める。

- (1) 生涯学習の推進
- (2) 学校・家庭・地域の連携による教育活動の推進
- (3) 社会教育施設の機能充実
- (4) 芸術・文化活動の奨励と振興
- (5) 郷土の文化遺産の保護・保存と活用

3 学校教育課

知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな児童生徒を育成するために、校長の強力なリーダーシップのもと、「教育は人づくり」という視点に立ち、全教職員が協働して特色ある学校運営を図り、「郷土に根ざし、生きる力と夢をはぐくむ」学校教育の推進に努める。

- (1) 小中一貫教育の充実
- (2) 質の高い教育課程の創造
- (3) 学力向上対策の充実
- (4) 生徒指導の充実と関係機関との連携強化
- (5) 特別支援教育体制の充実
- (6) 教育相談活動の充実
- (7) 国際化に対応する教育と、郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進
- (8) 教育研修センター講座等の充実
- (9) 弘前大学との連携強化
- (10) キャリア教育の充実

4 公民館（中央、川内、大畑、脇野沢）

市民に最も身近な生涯学習施設として、学習活動の支援や豊かな地域づくり・人づくりのため、公民館活動の充実に努める。

- (1) 公民館の適正管理と運営の充実
- (2) 公民館事業の推進
- (3) 社会教育関係団体等の育成支援
- (4) 生涯学習関連施設等との連携促進
- (5) 視聴覚ライブラリーの活用

5 図書館

地域住民の多様化する学習意欲に応えるための施設として、快適な読書環境の保全に努めるとともに、多種多様な資料や情報等の積極的な収集・整備による読書活動の拠点として図書館機能の充実を図り、地域の教育・文化の向上発展に寄与する。

- (1) 図書館施設の適正管理
- (2) 資料の収集・保存と活用
- (3) 図書館サービス活動の充実
- (4) 子供の読書活動の推進
- (5) 人と本をつなげるまちづくり事業の推進

重点項目	重点項目の内容	具体的な事業	むつ市総合経営計画における施策内容	頁
(1) 小中一貫教育の充実	小中一貫教育ブロック研究の推進 9年間の教育課程の研究推進 小中一貫教育非常勤講師の配置と活用	9ブロックでの小中一貫教育推進研究 むつ市小中一貫教育推進委員会開催 小中一貫教育非常勤講師配置	3-(1)-①学力の向上 3-(1)-①学力の向上 3-(1)-①学力の向上	
(2) 質の高い教育課程の創造	指導の方針と重点の周知徹底 幼稚園・保育園・小学校との情報交換 学力調査・知能検査の実施	指導の方針と重点に関する指導・支援 幼稚園・保育園と小学校の情報交換 総合学力調査・知能検査実施	3-(1)-①学力の向上 3-(1)-①学力の向上 3-(1)-①学力の向上	
(3) 学力向上対策の充実	教員の指導力向上 思考力・判断力・表現力等の向上	活用大会への派遣助成 デジタル教科書購入 新聞を活用した学習への支援	3-(1)-①学力の向上 3-(1)-①学力の向上 3-(1)-①学力の向上	
(4) 生徒指導の充実と関係機関との連携強化	学校環境適応感尺度「アセス」の実施 むつ市いじめ防止基本方針に基づく対策の点検及び評価 いじめ防止に向けた児童生徒の主体的活動	生徒指導検査実施 むつ市いじめ問題対策委員会開催 むつ市いじめ防止宣言フォーラム	3-(1)-①夢を育む教育 3-(1)-③夢を育む教育 3-(1)-③夢を育む教育	
(5) 特別支援教育体制の充実	スクールサポーターの配置と活用 教育支援・就学相談の充実 特別支援教育推進委員会の充実	スクールサポーター配置 むつ市就学事務説明会・就学相談研修会開催 むつ市特別支援教育推進委員会開催	3-(1)-③夢を育む教育 3-(1)-③夢を育む教育 3-(1)-③夢を育む教育	
(6) 教育相談活動の充実	むつ市教育相談室の充実	むつ市教育相談室開設 自立支援相談員配置	3-(1)-③夢を育む教育 3-(1)-③夢を育む教育	
(7) 国際化に対応する教育と、郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進	外国語指導助手 (ALT) の配置と活用 国際交流事業の推進	適応指導教室開設 外国語指導助手配置	3-(1)-③夢を育む教育 3-(1)-③夢を育む教育	
(8) 教育研修センター講座等の充実	地域理解の促進 教職員研修講座の充実 センター講座との連携強化	中華民国陽明国民中学との友好交流 ジオパーク体験活動推進 教職員研修講座開設 教育研修センター講座等連携	3-(1)-③夢を育む教育 3-(1)-④地域とともにある学校 3-(1)-①学力の向上 3-(1)-①学力の向上	
(9) 弘前大学との連携強化	ラボ・パス実験教室実施 健康課題の解決 児童・生徒の夢をはぐくむ体験の充実	学生との交流 「健康の未来」を变えるプロジェクト授業 むつ市子ども夢育成基金	3-(1)-②夢を育む教育 3-(1)-②体育・健康教育の充実 3-(1)-③夢を育む教育	
(10) キャリア教育の充実	ゲストティーチャーによる講演会の開催	むつ市中学生夢はぐくむ体験入学事業 関係機関との連携 キャリア教育推進事業	3-(1)-③夢を育む教育 3-(1)-③夢を育む教育 3-(1)-③夢を育む教育	

重点項目	重点項目の内容	具体的な事業	むつ市総合経営計画における実施内容	頁
(1) 公民館の適正管理と運営の充実	重点項目の内容	中央館・地区館の管理運営体制の確立	公民館運営審議会委員の委嘱	3-(1)-⑤社会教育の充実
		公民館施設・設備の整備	地区館長・分館長の委嘱	3-(1)-⑤社会教育の充実
		青少年教育事業の充実	中央公民館照明器具LED化事業等	3-(1)-⑤社会教育の充実
		成人教育事業の充実	子ども向け各種講座開設	3-(1)-⑤社会教育の充実
		婦人教育事業の充実	市民大学及び各種講座開設	3-(1)-⑤社会教育の充実
		地区館・分館活動の充実	婦人学級開催	3-(1)-⑤社会教育の充実
		社会教育関係団体の自主性・自立性の確立	各団体への指導・助言	3-(1)-⑤社会教育の充実
		サークル活動の推進	公民館まつりの開催	3-(1)-⑤社会教育の充実
		社会教育指導員の有効活用	社会教育指導員配置事業	3-(1)-⑤社会教育の充実
		社会教育関係団体等の支援	子どもネオプラ合同運行支援 婦人会活動の支援	3-(1)-⑤社会教育の充実
(2) 生涯学習関連機関等との連携促進	重点項目の内容	下北地方公民館連絡協議会との連携	下北美術展の開催	3-(1)-⑤社会教育の充実
		大学等高等教育機関との連携	市民大学一日体験入学	3-(1)-⑤社会教育の充実
		視聴覚機器・教材の利用促進	広報等によるPR強化、 上映会等の開催	3-(1)-⑤社会教育の充実
		図書館施設・設備の整備	照明器具LED化改修事業 施設・設備の整備事業	3-(2)-⑤社会教育の充実 3-(3)-⑤社会教育の充実
		利用者のニーズに応える資料の収集	資料の購入	3-(1)-⑤社会教育の充実
		idoutoy	寄贈資料受入	3-(1)-⑤社会教育の充実
		資料の利用促進	資料の貸出事業	3-(1)-⑤社会教育の充実
		図書館協議会の設置	図書館協議会の開催	3-(1)-⑤社会教育の充実
		図書館奉仕員の配置と活用	図書館奉仕員配置事業	3-(1)-⑤社会教育の充実
		移動図書館車の効率的運行	移動図書館車の運行業務委託	3-(1)-⑤社会教育の充実
(3) 図書館サービス活動の充実	重点項目の内容	関連機関との連携促進	相互貸借事業	3-(1)-⑤社会教育の充実
		図書館の利用促進	各種企画事業	3-(1)-⑤社会教育の充実
		社会教育活動の支援	詩歌コンクール事業	3-(1)-⑤社会教育の充実
		子供の読書活動推進事業の展開	集会施設の貸出事業	3-(1)-⑤社会教育の充実
		関係機関との連携促進	子育て・子供向け事業	3-(1)-⑤社会教育の充実
		学校への支援	おはなし会等の開催	3-(1)-⑤社会教育の充実
		移動図書館車の更新事業	職場体験・見学の受け入れ	3-(1)-⑤社会教育の充実
		移動図書館車の購入	移動図書館車の購入	3-(2)-⑤社会教育の充実
		移動図書館車での新規事業の検討・準備	移動図書館車での新規事業の検討・準備	3-(3)-⑤社会教育の充実
		移動図書館車の更新事業		

議案第三号 参考資料

むつ市少年教育指導委員の廃止理由について

1. 設立目的と職務について

むつ市少年教育指導委員は、社会教育委員等の法律で規定された委員ではなく、青少年の健全な成長を図るため、少年団体の育成指導を目的に市独自の委員として昭和44年に設置されている。

職務としては、①少年教育に関し、教育長の諮問に対する意見の具申

②公的機関の実施する事業への参画

③少年団体等への専門的技術的な指導又は助言 となっている。

定数は20人以内で、資格等は問わず、少年教育に理解があり、職務に対する熱意と能力のある者を教育長の推薦により教育委員会が委嘱している。

2. 活動状況について

これまでの活動状況を見ると、主たる業務として初級ジュニアリーダー研修会の企画・運営、こども育成会研修会を実施しているが、ここ数年は、委員の不足（令和2年度現在11名）等もあり、初級ジュニアリーダー研修会のみの実施となっている。

初級ジュニアリーダー研修会は、毎年夏頃に一泊二日の日程で下北少年自然の家で実施されているが、小学校5、6年生の研修対象を参加者の不足から4年生まで拡大して実施、研修内容もキャンプを行いながら、大部分を下北自然の家で実施している事業を取り入れただけの内容で、子ども会連合会が推奨する研修基準を満たしているのか疑問である。

さらに、むつ地区においては、初級ジュニアリーダーに認定されても中級以上の認定を受けた者はここ十年位誰もおらず、子ども会のリーダーを育成するという本来の研修目的は成果として現れていない。

また、近年は、指導に当たる指導者の高齢化や後継者不足、子どもへの対応の複雑化等の様々な課題に直面しており、今後の活動の難しさについて複数の委員から声が挙がっており、実際に研修会に参加する委員も7名程度であり、不足分を公民館職員が総動員で対応している状況にある。

予算的にも研修会に係る費用は、公民館における青少年教育関連予算の大半を占めており、費用対効果を考えると事業の継続に一考の余地があったこともあり、最終的に、初級ジュニアリーダー研修会の事業継続は難しいと判断され、令和元年度をもって事業を終了している。

3. 廃止理由と今後の方針について

初級ジュニアリーダー研修会の事業終了に伴い、令和2年度からの青少年教育事業としては、子ども講座と統合する形でこどもゼミナールを開設し、より多くの児童が様々な公民館事業に参画できるような体制を取っており、中央公民館が社会教育施設としてより一層の役割を果たしていけるものと考えている。

研修会事業の終了に伴い、少年教育指導委員の職務は諮問機関としての役割だけとなるが、諮問機関として存続については、社会教育委員（社会教育法第17条）及び公民館運営審議会（社会教育法第29条）と役割が重複する部分があり、あまり現実的とは言えない。

また、諮問機関としての実績も調べた範囲ではほとんどなく、現委員の任期は本年6月30日までで、複数の委員からは内々に辞退の意向も届いており、委員の確保に難儀することが予想される。このことから、これらを総合的に判断し、少年教育指導委員については、これまで一定の役割を果たしたものとして任期満了をもって廃止とするものである。

なお、今日まで委員として長年培った経験や知識は、今後の青少年教育にも必要とされることから、公民館事業に対し意見を具申する場として、本年9月に任期を迎える公民館運営審議会の委員に1名程度を優先的に推薦していきたいと考えている。

むつ市少年教育指導委員規則

昭和44年6月12日
教育委員会規則第3号

(目的)

第1条 少年団体を育成指導し、青少年の健全な成長を図るため、むつ市少年教育指導委員（以下「委員」という。）を設置することを目的とする。

(職務)

第2条 委員は、前条の目的を達成するため、おおむね次の職務を行う。

- (1) 少年教育に関し、教育長の諮問に応じ、それに対して意見を具申すること。
- (2) むつ市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び公民館その他の教育機関が行う少年教育の事業に参画すること。
- (3) 少年団体及びその育成団体の求めに応じ、専門的技術的な指導又は助言を与えること。

(委嘱)

第3条 委員は、社会的信望があり、少年教育に深い関心と理解をもち、かつ、その職務を行うに必要な熱意と能力をもった者のうちから教育長の推薦により教育委員会が委嘱する。

2 委員の定数は、20人以内とし、委嘱の期間は、2年とする。

(会議)

第4条 委員の会議に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 会議は、教育長が招集する。

(委任)

第5条 この規則に定めるほか、委員に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、昭和44年6月12日から施行する。

附 則（昭和48年4月23日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

報告第一号 参考資料



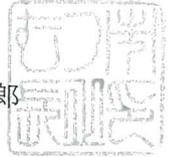
む生産第 109 号

令和 3 年 5 月 19 日



むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一 殿

むつ市長 宮下 宗一郎



天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
現状変更（捕獲）許可申請書の進達方について

このことについて、文化財保護法第125条第1項の規定により、別紙のとおり提出しますので、文化庁への進達方について、お願い致します。



む生産第 109 号
令和 3 年 5 月 19 日

文化庁長官 都倉 俊一 殿

青森県むつ市中央一丁目 8 番 1 号
むつ市長 宮 下 宗 一 郎



天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地現状変更（捕獲）許可申請書

文化財保護法第 125 条第 1 項の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 天然記念物の名称
天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
2. 指定年月日
昭和 45 年 11 月 11 日
3. 天然記念物の所在地
青森県むつ市及び下北郡
4. 所有者の氏名住所
日本国
5. 権限に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
なし
6. 管理団体がある場合は、その氏名又は名称及び住所
なし
7. 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
なし
8. 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
上記申請者のとおり
9. 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）を必要とする理由
下北半島に生息するニホンザルは、個体群・個体数の増加による群れの分裂化及び行動域の拡大に加えて、耕作地への定着化など、農作物への被害が後を絶たない状況にある。

また、人家周辺にも定着し、人的被害・人家侵入被害及び生活環境被害の発生や地域住民に対する威嚇など、精神的被害が発生し、地域住民との軋轢が生じている。

過去には青森県第2次特定鳥獣保護管理計画及び青森県第3次特定鳥獣保護管理計画に基づき平成20年12月12日付け20委庁財第4の1474号、平成22年2月19日付け受庁財第4の892、平成23年2月28日付け22受庁財第4の1977、24受庁財第4号の450、25受庁財第4号の1046、27受庁財第4号の384、29受庁財第4号の429及び元受文庁第4号の704により文化庁から許可を受け、捕獲し、個体数調整及び加害群除去等をしてきたところである。

今年度は、平成29年度3月策定の第2次第二種特定鳥獣管理計画（下北半島のニホンザル）を指針としながら、市町村管理事業計画を策定し個体数調整及び加害群除去によるニホンザル被害への対応を図り、下北半島に生息するニホンザルの生息環境の保持と住民生活の安心・安全を図るものである。

実施するにあたり、本市において、ニホンザル管理事業実施計画書案を作成し、令和3年5月14日に開催された「下北半島ニホンザル対策評価科学委員会」では、計画的に加害個体の除去による個体数調整及び加害個体群の除去による群れそのものの捕獲が必要であるとの見解であり、令和3年度市町村管理事業実施計画について承認された。

10. 現状変更等の内容及び実施方法

捕獲に当たっては、箱わな又は麻酔銃を使用し、天候・周囲の安全を十分に確認しながら実施する。（麻酔銃について、一時不動にする目的で使用する。）

捕獲後は、炭酸ガスにより殺処分し、焼却処理。

捕獲予定群れ名	生息頭数	捕獲予定頭数	備考
I2-A1群	22頭+ α	22頭	加害群除去
I2-A2群	9頭+ α	9頭	加害群除去
Ko2群	78頭+ α	78頭	加害群除去
S1-A群	49頭+ α	49頭	加害群除去
S1-B群	42頭+ α	42頭	加害群除去
S2群	24頭+ α	24頭	加害群除去
A2-85群	23頭+ α	23頭	加害群除去
M2-B群	76頭+ α	7頭	個体数調整
A2-84A群	21頭+ α	2頭	個体数調整
A2-84B群	21頭+ α	2頭	個体数調整

A 8 7 - A 群	6 7 頭 + α	7 頭	個体数調整
O 1 - A 群	3 4 頭 + α	3 頭	個体数調整
O 2 - B 群	4 5 頭 + α	9 頭	個体数調整
ハナレザル	—	2 3 頭	加害個体除去
合 計	捕獲上限 3 0 0		

※ 今後、群れの状況によっては、捕獲対象を変更することもあるが、その際の捕獲頭数は今回の捕獲予定頭数合計の300頭を上限として対応する。

※ 生息頭数について、青森県令和2年度(2020年度)下北半島ニホンザルモニタリング調査報告書を参考。

- 1 1. 現状変更等により生ずべき物件の滅失・若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

第2次第二種特定鳥獣管理計画に基づく加害群除去等については、「下北半島ニホンザル対策評価科学委員会」が開催された結果、申請頭数内の捕獲であれば、下北地域個体群が永続できる規模であり、特に問題ないとの見解である。また、捕獲したニホンザルのデータを記録することにより保護管理のための資料とするなど天然記念物の保存に及ぼす影響等について配慮されているものである。

麻酔銃の使用に関しては、体重の見積りを正確に行なうことで、麻酔薬の過剰量投与を避け、正な事後管理を行い、危険を最小限にするよう配慮する。

- 1 2. 現状変更等の着手及び終了の予定年月日

着 手 許可の日から

終 了 令和5年6月30日

- 1 3. 現状変更等に係わる地域の番地 青森県むつ市一円（別添・地形図のとおり）

- 1 4. 現状変更等に係わる工事その他の行為の施行者の氏名及び住所

・ むつ市脇野沢桂沢90番地1 松岡 史朗
(青森県下北半島ニホンザル保護管理対策協議会委員・下北半島のサル調査会事務局長等)

・ むつ市脇野沢渡向156番地41 榎引 道彦
(むつ市脇野沢庁舎市民生活課主任・わな猟免許保持者)

・ むつ市緑町15-35 川上 駿聖
(むつ市経済部生産者支援課主事)

むつ市に生息するニホンザルの個体群等管理概要について

1. 加害群による被害状況について

- S1-A群、S1-B群、S2群（恐山街道から高梨地区）について
平成19年度に群れが確認され、むつ市の市街地側へ行動域が拡大傾向である。平成27年度から高梨地区へ出没し、残渣野菜を採食するなど、季節的に集落での目撃が増加している。
S群が令和2年度にS1-A群・S1-B群・S2群の3つの群れにし、それぞれの群が一年を通じて人家周辺及び耕作地へ出没している。加害群除去等の被害対策を講じてはいるが、依然として農作物被害が発生している。
- I2-A1群、I2-A2群（大畑町、風間浦村下風呂地区）について
I2-A1・A2群は風間浦村下風呂地区及び大畑町の赤川・佐助川・木野部・釣屋浜・二枚橋・大畑道地区を行動域とし、一年を通じて群れ全体で人家周辺及び耕作地へ出没しており、被害対策を講じているが、農作物被害が発生している。
- K02群（大畑町、高梨、関根地区）について
以前は小目名から新田地区周辺を行動域としていたが、現在、高梨から関根地区方面にも行動域を拡大し、季節的に人家周辺及び耕作地へ出没し、農作物被害を及ぼしている。行動範囲が広いことから、追い払い等の対策が追いついていない。また、従前出没しなかった耕作地へも出没し、行動域の拡大も確認されている。
- A2-84A群、A2-84B群（脇野沢地区）について
A2-84群が平成19年度にA2-84A群・A2-84B群・A2-84C群の3つの群れに分裂し、このうち、A2-84AとA2-84B群が一年を通じて人家周辺及び耕作地へ出没している。加害群除去等の被害対策を講じ対策の効果がみられているが、依然として農作物被害が発生している。
行動域は、脇野沢九艘泊地区から七引地区・辰内地区までとしているが、A2-84Aについては新たに北側の滝山地区や東側の口広地区に拡大傾向である。
- A2-85群（脇野沢地区、川内町蛸崎地区）について
A2-85群は現在、脇野沢滝山地区から川内町蛸崎地区までを行動域とし、加害群除去等の被害対策の効果がみられている。
一年を通じて群れ全体で人家周辺及び耕作地へ出没し、集落への依存度も高いことから、これまで通り、被害対策を講じていく必要がある。
- A87-A群（脇野沢地区）について
A87-A群は、脇野沢九艘泊地区から蛸田地区まで行動域としているが、近年、東側へ拡大傾向である。季節的に農地へ出没し、電気柵等の被害対策を実施しているが、農作物被害が発生している。
- O1-A群、O2-B群（脇野沢地区）について
O群の分裂群で平成16年度頃、2つ（O1群とO2群）に分裂し、平成22年度にO2群が2つ（O2-A群とO2-B群）に分裂、平成25年度にO1群が2つ（O1-A群とO1-B群）に分裂と現在に至っている。

○1-A群については、滝山地区周辺を行動域としていたが、年々南下し、田ノ頭地区まで行動し、農作物被害を及ぼしている。

○2-B群については、源藤城・滝山地区周辺を行動域とし、追い払い等の対策をおこなっても、人がいなくなるときを見計らって耕作地へ出沒し、農作物被害を及ぼしている。

- M2-B群（川内町湯野川・畑地区）について
佐井村川目地区から川内町畑地区までの広範囲にわたって行動している。季節的に湯野川・畑地区に出沒し、農作物に被害を与えており、追い払い等の対策をおこなっている。

2. ハナレザルによる被害状況について

- むつ市街地について
昨年度、宮後・大平・大湊・小川町地区にそれぞれ1頭ずつ出沒しており、直接的被害は発生していないが、住宅地などに出沒しているため、人家侵入等の被害が懸念されている。
- 大畑町について
季節的に耕作地に出沒しているのがみられる。
大畑道・湯坂下地区及び木野部峠周辺に出沒し、付近の耕作地で農作物に被害を与えている。
- 川内町について
野平・銀杏木・袈川地区において、季節的に目撃情報があげられ、農作物被害も確認されている。
蛸崎地区のサルにおいては、頻繁に目撃されており、農作物被害もでている。
- 脇野沢について
瀬野・七引・桂沢及び小沢地区において、季節的に目撃情報がよせられ、地域住民が威嚇されたり、農作物に被害もあるため、追い払い等の対策をおこなっている。

3. 現在とられている防除対策について

【野猿監視人及び鳥獣被害対策実施隊】

むつ市では、旧脇野沢村から猿害防止のため、野猿監視員を1年を通して配置している。現在は野猿監視人及び鳥獣被害対策実施隊と改め、脇野沢地区7名、川内地区1名、むつ地区1名、大畑地区3名体制で追い上げ・追い払い及びモニタリング調査（個体群・個体数・行動域等調査）を行っている。

サルの群れには、テレメトリー発信器を装着させ、受信機により群れの位置を常に確認し、人家周辺及び耕作地へ出沒する際に、電動ガン、パチンコ等を使用し、被害軽減に努めている。

また、人的被害及び人家侵入被害が発生した際には、いち早く状況等を確認し、問題個体の特定に努めている。

【モンキードッグによる追い上げ】

むつ市では、犬を活用した追い上げ・追い払いを平成20年度から脇野沢地区、平成23年度から大畑地区、平成26年度から川内町野平地区で導入し、農作物被害等の軽減を図っている。

導入にあたり、警察犬訓練所と協議し、訓練士が犬種や個体を選定、基礎訓練を行いながら、5月～10月の月2回程度現地にて実際にサルを追う訓練を行っている。

運用方法は、野猿看視人及び鳥獣被害対策実施隊が監視業務の際、モンキードッグ犬舎から各群れの出没場所に引き連れて追い上げを行う。

【住民による追い払い】

サルの出没状況に応じて朝と夕方に無線放送を行い、地域住民に対し、追い払いの協力を求めている。出没の際には、積極的に耕作地へ駆けつけ追い払いを行い、自己防除の意識が高まっている地域もある。

【電気柵の設置】

農作物被害防止として鳥獣被害対策実施隊による追い上げ等とともに国及び県の補助を受けカモシカ食害対策事業により1997年（平成9年度）から2006年（平成18年度）まで簡易型電気柵を設置している。（14,048m設置）

さらに中山間地域総合整備事業及び里地棚田保全整備事業により、国・県の補助事業を導入し、鳥獣害防止柵等を脇野沢地区、大畑地区に整備している。（13,036m設置）

また、平成20年度に初めて文化庁の補助を受け、ニホンザル食害対策事業により、猿用電気ネット柵・京大方式電気柵を大畑地区、川内地区、脇野沢地区に設置（平成20～令和2年度24,660m設置）し、近年は1,300前後の延長の電気柵の設置をすすめ、農作物被害等の防止対策とする。

4. 危害防止のための措置等

麻酔銃による捕獲については、天候及び場所を選び安全を確認しながら麻酔銃を使用する。

麻酔薬の取扱にあたっては、獣医指導の下、塩酸ケタミンを使用し、捕獲時の体重見積りを正確にすることで麻酔薬の過剰量投与を避け、ニホンザルに与える危険を極力回避する。

ニホンザルに対しては、過度の負担をかけないために「ケタラール筋注用500mg」を2ml使用する。これは、ケタミンに換算すると100mgであるため、鳥獣保護法で定める1回のケタミン投与量が5700mgを超えないため危険猟法にはあたらない。

また、周囲に人がいる恐れのあるような場所では捕獲しない。更には麻酔銃の発射の際には、補助者が周囲の安全を確認し細心の注意を払い、予期せぬ事故を防止する。

む 教 生 第 62 号
令和3年5月21日

青森県教育委員会
教育長 和嶋 延寿 様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
現状変更（捕獲）許可申請について（進達）

標記の件について、むつ市長より提出された文書を別添のとおり、文化庁長官あてに進達いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

担当:むつ市教育委員会 生涯学習課
森田 賢司
TEL 0175-22-1111(内線 3142)
FAX 0175-22-1488

む 教 生 第 62 号
令和 3 年 5 月 21 日

文化庁長官 都倉 俊一 様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一

天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地
現状変更（捕獲）許可申請について（進達）

令和 3 年 5 月 19 日付、む生産第 109 号で、天然記念物下北半島のサルおよびサル生息北限地の現状変更（捕獲）について、むつ市長より許可申請が提出されましたので、当教育委員会の所見を付して、別添のとおり進達します。

記

・むつ市教育委員会の所見

今回の捕獲は、青森県第 2 次第二種特定鳥獣管理計画(下北半島のニホンザル)に基づき、加害群除去等の捕獲を行うものである。この計画については、「下北半島ニホンザル対策評価科学委員会」で承認を受けており、申請内容は妥当と考えられる。

担当:むつ市教育委員会 生涯学習課
森田 賢司
TEL 0175-22-1111(内線 3142)
FAX 0175-22-1488

報告第二号 参考資料

移動図書館車

配備場所：むつ市立図書館



※写真はイメージです。

【主な仕様】

車 両	全 長	約 6, 3 0 0 mm
	全 幅	約 2, 2 0 0 mm
	全 高	約 2, 7 3 0 mm
車台構成	ディーゼルエンジン 後輪小径ダブルタイヤ ATワイドキャブロング車 全低床	
駆動方式	四輪駆動	
艙 装 等	車外取付品	<input type="checkbox"/> 後出入口ステップ <input type="checkbox"/> 雨除けテント <input type="checkbox"/> 巻き取りテント <input type="checkbox"/> 身障者用リフト
	室内取付品	<input type="checkbox"/> 左右内外書架設備（約 2, 3 0 0 冊積載） <input type="checkbox"/> 受付机・椅子
	電 装 品	<input type="checkbox"/> 放送設備 <input type="checkbox"/> インバーター <input type="checkbox"/> 検温装置・消毒装置 <input type="checkbox"/> 扇風機

見 積 状 況

移動図書館車

見積執行年月日 令和3年6月3日

見 積 参 加 者	見 積 書 記 載 金 額 (円)
株 式 会 社 林 田 製 作 所	決 定 20,947,900

※ 契約金額は、見積書記載金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額である。

※ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約

報告第三号 参考資料

む教総第559号
令和3年6月2日

各小中学校校長様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

新型コロナウイルスワクチン優先接種予定者リストの作成について（依頼）

このことについて、令和3年6月1日に開催された第57回むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、下記のとおり学校等に勤務する教職員等へ優先的に実施することが決定されました。優先接種につきましては、7月末の接種完了を目処としているため、6月12日から開始される見込みとなっております。

つきましては、各校において、「新型コロナウイルスワクチン優先接種予定者リスト」を作成していただき、当該リストを教育委員会において確認し、接種時間の設定を行うこととなりますので、御協力をお願いいたします。

なお、希望日に偏りが生じた場合等につきましては、教育委員会において調整させていただくこととなりますので、御希望に添えない場合が想定されますことを申し添えます。

また、接種に関しましては、基本的に土曜日又は日曜日を予定しているものの、仮に平日に実施することとなった場合に係る休暇及び副反応に伴う休暇の取扱いに関しましては、決定し次第再度御連絡させていただきます。

記

○接種予定日 別添参照

○接種対象者 学校において勤務する全ての教職員等
校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、栄養士、事務職員、講師、
スクールサポーター、スクール・サポート・スタッフ、技能員、
調理師（員）、作業員 ※各職非常勤や臨時等を含む。
※充て指導主事、研究員（派遣、研修中など）、65歳以上で既に接種済み又は予約済みの方は対象となりませんので御注意ください。
※ALT、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等につきましては教育委員会が、なかよし会に従事する職員につきましては市担当部局が調整させていただきます。
※基礎疾患があり、かつ、通院をされている方につきましては、今後かかりつけ医による接種も開始されることから、そちらを希望される方は今回の対象からは除外してください。

○その他 教職員等を優先接種対象としますが、ワクチンの接種を義務付けるものではありません。

○回答締切 **令和3年6月4日 午後4時**

以上

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ 関
電話 22-1111（内線3116）

む教総第559号
令和3年6月2日

各高等学校校長様

むつ市感染症ワクチン接種プロジェクトチーム
プロジェクトリーダー 川西伸二

新型コロナウイルスワクチン優先接種予定者リストの作成について（依頼）

このことについて、令和3年6月1日に開催された第57回むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、下記のとおり学校等に勤務する教職員等へ優先的に実施することが決定されました。優先接種につきましては、7月末の接種完了を目処としているため、6月12日から開始される見込みとなっております。

つきましては、各校において、「新型コロナウイルスワクチン優先接種予定者リスト」を作成していただき、当該リストを教育委員会において確認し、接種時間の設定を行うこととなりますので、御協力をお願いいたします。

なお、希望日に偏りが生じた場合等につきましては、教育委員会において調整させていただくこととなりますので、御希望に添えない場合が想定されますことを申し添えます。

記

○接種予定日 別添参照

○接種対象者 学校において勤務する全ての教職員等
※基礎疾患があり、かつ、通院をされている方につきましては、今後かかりつけ医による接種も開始されることから、そちらを希望される方は今回の対象からは除外してください。

○その他 教職員等を優先接種対象としますが、ワクチンの接種を義務付けるものではありません。

○回答締切 **令和3年6月4日 午後4時**

以上

【担当】

教育委員会総務課 総務・学務グループ 関

電話 22-1111（内線3116）

む教総第559号
令和3年6月2日

むつ養護学校校長 様

むつ市感染症ワクチン接種プロジェクトチーム
プロジェクトリーダー 川西 伸二

新型コロナウイルスワクチン優先接種予定者リストの作成について（依頼）

このことについて、令和3年6月1日に開催された第57回むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、下記のとおり学校等に勤務する教職員等へ優先的に実施することが決定されました。優先接種につきましては、7月末の接種完了を目処としているため、6月12日から開始される見込みとなっております。

つきましては、貴校において、「新型コロナウイルスワクチン優先接種予定者リスト」を作成していただき、当該リストを教育委員会において確認し、接種時間の設定を行うこととなりますので、御協力をお願いいたします。

なお、希望日に偏りが生じた場合等につきましては、教育委員会において調整させていただくこととなりますので、御希望に添えない場合が想定されますことを申し添えます。

記

○接種予定日 別添参照

○接種対象者 貴校において勤務する全ての教職員等
※基礎疾患があり、かつ、通院をされている方につきましては、今後かかりつけ医による接種も開始されることから、そちらを希望される方は今回の対象からは除外してください。

○その他 教職員等を優先接種対象としますが、ワクチンの接種を義務付けるものではありません。

○回答締切 **令和3年6月4日 午後4時**

以上

【担当】

教育委員会総務課 総務・学務グループ 関

電話 22-1111（内線3116）

む教総第559号
令和3年6月2日

むつ高等技術専門校校長 様

むつ市感染症ワクチン接種プロジェクトチーム
プロジェクトリーダー 川 西 伸 二

新型コロナウイルスワクチン優先接種予定者リストの作成について（依頼）

このことについて、令和3年6月1日に開催された第57回むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、下記のとおり学校等に勤務する教職員等へ優先的に実施することが決定されました。優先接種につきましては、7月末の接種完了を目処としているため、6月12日から開始される見込みとなっております。

つきましては、貴校において、「新型コロナウイルスワクチン優先接種予定者リスト」を作成していただき、当該リストを教育委員会において確認し、接種時間の設定を行うこととなりますので、御協力をお願いいたします。

なお、希望日に偏りが生じた場合等につきましては、教育委員会において調整させていただくこととなりますので、御希望に添えない場合が想定されますことを申し添えます。

記

○接種予定日 別添参照

○接種対象者 貴校において勤務する全ての教職員等
※基礎疾患があり、かつ、通院をされている方につきましては、今後かかりつけ医による接種も開始されることから、そちらを希望される方は今回の対象からは除外してください。

○その他 教職員等を優先接種対象としますが、ワクチンの接種を義務付けるものではありません。

○回答締切 **令和3年6月4日 午後4時**

以上

【担 当】

教育委員会総務課 総務・学務グループ 関

電 話 22-1111（内線3116）

む教総第559号
令和3年6月2日

むつ市教育福祉振興会理事長 様

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

新型コロナウイルスワクチン優先接種予定者リストの作成について (依頼)

このことについて、令和3年6月1日に開催された第57回むつ市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、下記のとおり学校等に勤務する教職員等へ優先的に実施することが決定されました。優先接種につきましては、7月末の接種完了を目処としているため、6月12日から開始される見込みとなっております。

つきましては、貴団体において、「新型コロナウイルスワクチン優先接種予定者リスト」を作成していただき、当該リストを教育委員会において確認し、接種時間の設定を行うこととなりますので、御協力をお願いいたします。

なお、希望日に偏りが生じた場合等につきましては、教育委員会において調整させていただくこととなりますので、御希望に添えない場合が想定されますことを申し添えます。

記

○接種予定日 別添参照

○接種対象者 大畑給食センターにおいて勤務する全ての教職員等
※基礎疾患があり、かつ、通院をされている方につきましては、今後かかりつけ医による接種も開始されることから、そちらを希望される方は今回の対象からは除外してください。

○その他 教職員等を優先接種対象としますが、ワクチンの接種を義務付けるものではありません。

○回答締切 **令和3年6月4日 午後4時**

以上

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ 関
電 話 22-1111 (内線3116)

む教総第659号
令和3年6月15日

小中学校校長各位

むつ市教育委員会
教育長 阿部 謙一
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における
職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時的措置について（通知）

このことについて、令和3年6月8日付け青教員第166号青森県教育庁教職員課長及び令和3年6月14日付け青教員第177号青森県教育委員会教育長からの通知を受け、下記要件に該当する市内小中学校教職員につきましては、むつ市教育委員会県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則第2条第7号の規定により、令和3年6月8日以降の当分の間、公務に支障のない範囲内において職務に専念する義務を免除することといたしますのでお知らせいたします。

つきましては、貴校における県費負担教職員に対し、適切な措置を講じるよう特段の御配慮をお願いいたします。

記

○要件

予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定による予防接種若しくはこれに相当すると認められる予防接種を受ける場合又はこれらの予防接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合

○願出

教職員が職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、予め承認を願出するものとする。ただし、緊急を要する場合等やむ得ない事由により、予め手続をすることができない場合は、事後において速やかに手続を行うものとする。

○承認

願出に対する承認者は、教育長とする。

以上

【担当】

事務局総務課 総務・学務グループ

電話 22-1111（内線3115）

青教員第166号
令和3年6月8日

各市町村教育委員会教育長 殿

青森県教育庁教職員課長
(公印省略)

地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る考え方について（通知）

このことについて、令和3年5月28日付け3初初企第5号で文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長から、別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

なお、県立学校における新型コロナワクチン接種に関する教職員のサービスについては、追ってお知らせします。

【担当】

教職員課 人事制度グループ

電話 017-734-9892

総務省から、地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る考え方について通知が发出されていますので、お知らせいたします。

3 初 初 企 第 5 号
令和 3 年 5 月 28 日

各都道府県教育委員会教育長 殿
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長

浅 野 敦 行

地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る考え方について（通知）

このたび、国家公務員の新型コロナワクチン接種に関する取扱いについて、人事院から別添のとおり人事院指令 1 4—2（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）が発せられたことを踏まえ、総務省より、地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る考え方について、別添のとおり通知されましたので、送付いたします。

各教育委員会においては、本通知や「新型コロナワクチン接種に伴う副反応が生じた場合の休暇の取扱いについて」（令和 3 年 5 月 13 日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）も参考にさせていただき、適切に対応いただくようお願いいたします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会に対し、本通知について周知していただくよう、お願いいたします。

【連絡先】

文部科学省 初等中等教育局
初等中等教育企画課 教育公務員係
（電話）03-5253-4111（内線 2588）

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）
各人事委員会事務局長

） 殿

総務省自治行政局公務員部
公務員課長
（公印省略）

地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る考え方について（通知）

地方公務員の新型コロナワクチン接種に関する取扱いについては、これまで「医療従事者等に該当する地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る考え方について」（令和3年5月12日付事務連絡）及び「新型コロナワクチン接種に伴う副反応が生じた場合の休暇の取扱いについて」（令和3年5月12日付総行公第42号）により、医療従事者等の新型コロナワクチン接種及び副反応が生じた場合の休暇の取扱いについてお示ししてきたところです。

今般、国家公務員の新型コロナワクチン接種に関する取扱いについて、本日、人事院から別添のとおり人事院指令14-2（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）が発せられたことを踏まえ、下記のとおり地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る考え方を整理してお示しします。各地方公共団体におかれましては、適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

記

1 医療従事者等に該当する地方公務員の新型コロナワクチン接種について

「医療従事者等に該当する地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る考え方について」（令和3年5月12日付事務連絡）でお示ししているとおり、医療従事者等がワクチン接種を希望する場合には、その業務遂行のために必要な

行為として、職務に関するものであると整理して差し支えありません。このため、特段、年次有給休暇の取得や職務専念義務の免除等の手続が必要となるものではありません。

2 医療従事者等以外の地方公務員の新型コロナワクチン接種について

本日、人事院から発出された人事院指令を踏まえ、医療従事者等以外の地方公務員の新型コロナワクチン接種に関し、接種しやすい環境の整備を図る観点から、常勤職員・非常勤職員を問わず、接種等に要する時間について、公務の運営に支障のない範囲内で職務専念義務を免除することについて、適切に対応いただきますようお願いいたします。

3 新型コロナワクチン接種に伴う副反応が発生した場合について

「新型コロナワクチン接種に伴う副反応が生じた場合の休暇の取扱いについて」（令和3年5月12日付総行公第42号）でお示ししているとおり、職員に発熱等の風邪症状が見られる場合で、「勤務しないことがやむを得ない」と認められる場合には、一般職の国家公務員の取扱いを踏まえて、常勤職員・非常勤職員を問わず、有給の特別休暇とすることができる旨をお示ししているところです。

この特別休暇とする取扱いに加え、本日、人事院から発出された人事院指令を踏まえ、地方公務員に新型コロナワクチン接種に伴う副反応が発生した場合に関し、常勤職員・非常勤職員を問わず、公務の運営に支障のない範囲内で職務専念義務を免除することについても、適切に対応いただきますようお願いいたします。

連絡先 総務省自治行政局公務員部

(職務専念義務の免除に関する事項)

公務員課公務員第二係

担当 原田、星野、立石

電話 03-5253-5543 (直通)

(勤務時間・休暇に関する事項)

公務員課公務員第四係

担当 長田、川崎、西野、宮川

電話 03-5253-5544 (直通)

職 審 一 1 4 4
令和3年5月27日

各 府 省 人 事 担 当 課 長
各 行 政 執 行 法 人 人 事 担 当 課 長 殿

人事院事務総局職員福祉局審査課長

人事院指令14—2（新型コロナウイルス感染症に係る
予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する
義務の免除に関する臨時措置について）について（通知）

本日発出された人事院指令14—2（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）の取扱いについては、下記によってください。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けるために要する往復時間等も、この指令により職務専念義務を免除することができるものである。
- 2 「これに相当すると認められる予防接種」としては、例えば、外国の政府又は外国の地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に係る予防接種が考えられる。
- 3 「予防接種との関連性が高いと認められる症状」としては、副反応としての発熱、頭痛、倦怠感等のほか、負傷又は疾病の症状も含まれる。
- 4 各省各庁の長が、人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）第15条の規定に基づき、職員の健康保持のために講ずる措置として実施する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けた場合において、前項の症状により療養する必要があるときも、本指令によることができる。

以 上

各省各庁の長
各行政執行法人の長

人事院指令一四―二

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について

- 1 当分の間、各省各庁の長及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の長は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）附則第七条第一項の規定による予防接種若しくはこれに相当すると認められる予防接種を受ける場合又はこれらの予防接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合において、職員が勤務しないことがやむを得ないと認めるときは、公務の運営に支障のない範囲内（当該療養する必要がある場合にあつては、そのためにやむを得ないと認められる必要最小限度の期間）において、勤務しないことを承認することができる。

- 2 この指令は、令和三年五月二十七日から施行する。

令和三年五月二十七日

人事院総裁 一宮 なほみ

青教員第177号
令和3年6月14日

各市町村教育委員会教育長 殿

青森県教育委員会
教育長 和嶋 延寿
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等
における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時的
措置について（通知）

このことについて、別添写しのとおり各県立学校長宛て通知しましたので、
お知らせします。

【担当】

教職員課人事制度グループ

電話：017-734-9892

写

青教員第177号
令和3年6月14日

各県立学校長 殿

教 育 長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等
における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時的
措置について (通知)

このことについて、下記1の要件に該当する職員については、人事委員会規則12-1(職務に専念する義務の特例)第2条第8号の規定により、本日から当分の間、公務に支障のない範囲内において職務に専念する義務を免除することとしたので、所属職員に周知するとともに、下記2に留意して取り扱ってください。

記

1 要件

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定による予防接種若しくはこれに相当すると認められる予防接種を受ける場合又はこれらの予防接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合

2 承認手続

(1) 願出

職員が職務に専念する義務の免除を受けようとするときは、統合庶務システムの利用等によりあらかじめ承認を願い出るものとする。

ただし、緊急を要する場合等やむ得ない事由により、あらかじめ手続をすることができない場合は、事後において速やかに手続を行うものとする。

(2) 承認

願出に対する承認は、校長の専決事項とする。

【担当】

教職員課人事制度グループ

電話：017-734-9892

事 務 連 絡
令和 3 年 6 月 1 日

職 員 各 位

総 務 部 長

職員の新型コロナワクチン接種等に要する時間の取扱いについて

このことについて、新型コロナワクチン接種等に要する時間は、常勤職員・非常勤職員を問わず、公務の運営に支障のない範囲内で職務専念義務を免除することについて、適切に対応いただきますようお願いいたします。

※所属長におかれましては、この内容を所属職員（会計年度任用職員を含む）へ確実にお知らせください。

総行公第46号
令和3年5月27日

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）
各人事委員会事務局長

） 殿

総務省自治行政局公務員部
公務員課長
（公印省略）

地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る考え方について（通知）

地方公務員の新型コロナワクチン接種に関する取扱いについては、これまで「医療従事者等に該当する地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る考え方について」（令和3年5月12日付事務連絡）及び「新型コロナワクチン接種に伴う副反応が生じた場合の休暇の取扱いについて」（令和3年5月12日付総行公第42号）により、医療従事者等の新型コロナワクチン接種及び副反応が生じた場合の休暇の取扱いについてお示ししてきたところです。

今般、国家公務員の新型コロナワクチン接種に関する取扱いについて、本日、人事院から別添のとおり人事院指令14-2（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）が発せられたことを踏まえ、下記のとおり地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る考え方を整理してお示しします。各地方公共団体におかれましては、適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

記

1 医療従事者等に該当する地方公務員の新型コロナワクチン接種について

「医療従事者等に該当する地方公務員についての新型コロナワクチン接種に係る考え方について」（令和3年5月12日付事務連絡）でお示ししているとおり、医療従事者等がワクチン接種を希望する場合においては、その業務遂行のために必要な

行為として、職務に関するものであると整理して差し支えありません。このため、特段、年次有給休暇の取得や職務専念義務の免除等の手続が必要となるものではありません。

2 医療従事者等以外の地方公務員の新型コロナワクチン接種について

本日、人事院から発出された人事院指令を踏まえ、医療従事者等以外の地方公務員の新型コロナワクチン接種に関し、接種しやすい環境の整備を図る観点から、常勤職員・非常勤職員を問わず、接種等に要する時間について、公務の運営に支障のない範囲内で職務専念義務を免除することについて、適切に対応いただきますようお願いいたします。

3 新型コロナワクチン接種に伴う副反応が発生した場合について

「新型コロナワクチン接種に伴う副反応が生じた場合の休暇の取扱いについて」（令和3年5月12日付総行公第42号）でお示ししているとおり、職員に発熱等の風邪症状が見られる場合で、「勤務しないことがやむを得ない」と認められる場合には、一般職の国家公務員の取扱いを踏まえて、常勤職員・非常勤職員を問わず、有給の特別休暇とすることができる旨をお示ししているところです。

この特別休暇とする取扱いに加え、本日、人事院から発出された人事院指令を踏まえ、地方公務員に新型コロナワクチン接種に伴う副反応が発生した場合に関し、常勤職員・非常勤職員を問わず、公務の運営に支障のない範囲内で職務専念義務を免除することについても、適切に対応いただきますようお願いいたします。

連絡先 総務省自治行政局公務員部

(職務専念義務の免除に関する事項)

公務員課公務員第二係

担当 原田、星野、立石

電話 03-5253-5543 (直通)

(勤務時間・休暇に関する事項)

公務員課公務員第四係

担当 長田、川崎、西野、宮川

電話 03-5253-5544 (直通)

職 審 一 1 4 4
令和3年5月27日

各 府 省 人 事 担 当 課 長
各 行 政 執 行 法 人 人 事 担 当 課 長 殿

人事院事務総局職員福祉局審査課長

人事院指令14-2（新型コロナウイルス感染症に係る
予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する
義務の免除に関する臨時措置について）について（通知）

本日発出された人事院指令14-2（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について）の取扱いについては、下記によってください。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けるために要する往復時間等も、この指令により職務専念義務を免除することができるものである。
- 2 「これに相当すると認められる予防接種」としては、例えば、外国の政府又は外国の地方公共団体による新型コロナウイルス感染症に係る予防接種が考えられる。
- 3 「予防接種との関連性が高いと認められる症状」としては、副反応としての発熱、頭痛、倦怠感等のほか、負傷又は疾病の症状も含まれる。
- 4 各省各庁の長が、人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）第15条の規定に基づき、職員の健康保持のために講ずる措置として実施する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けた場合において、前項の症状により療養する必要があるときも、本指令によることができる。

以 上

人事院指令一四―二

各省各庁の長
各行政執行法人の長

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の免除に関する臨時措置について

- 1 当分の間、各省各庁の長及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の長は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）附則第七条第一項の規定による予防接種若しくはこれに相当すると認められる予防接種を受ける場合又はこれらの予防接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合において、職員が勤務しないことがやむを得ないと認めるときは、公務の運営に支障のない範囲内（当該療養する必要がある場合にあつては、そのためにやむを得ないと認められる必要最小限度の期間）において、勤務しないことを承認することができる。

- 2 この指令は、令和三年五月二十七日から施行する。

令和三年五月二十七日

人事院総裁 一宮 なほみ

